

令和3年1月12日

利用者各位

長野県佐久創造館
館長 井出晃夫

新型コロナウイルス感染症対策に係る連絡について

厳寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県は、令和3年1月11日に佐久市、軽井沢町、御代田町の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報II」を発出する旨を発表いたしました。長野県においては、佐久市における感染症対策の強化として、県の公共施設において休止等の措置を検討することとしております。

つきましては、佐久創造館について、下記のとおり施設の休止等の措置を実施いたしますのでご了承の程お願い申し上げます。

記

期間 令和3年1月12日（火）から
当面令和3年1月24日（日）まで
*感染状況を踏まえ、期間を延長する場合があります。

<休止期間の具体的な方針.>

- 1 期間中の新規利用申し込みはできません。
- 2 期間中の利用許可がされている団体・個人については、原則的に利用を控える要請をさせていただきます。
- 3 要請にかかわらず利用を予定される団体・個人につきましては、以下の対策を十分に講じることを強く要請し、職員の点検を実施させていただきます。

<集団感染防止のために回避すべき最も重要な3つの条件>

- 1 換気の悪い密閉空間
- 2 多数が集まる密集空間
- 3 間近で会話や発声をする密接場面

なお、要請に応じてくださり施設利用を中止された団体・個人につきましては、施設利用料は返還させていただきます。

<この件についてのお問合せ先>

長野県佐久創造館 0267-68-2811 FAX:0267-68-2860